

# 知多市立旭東小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、学級担任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート、及び、教育相談を年3回行う。また、学校におけるいじめ防止対策の成果について検証をし、改善策を検討していく。
- ・職員会議や学年間での児童の実態把握と情報の共有・対応策を検討する。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で、全職員に「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心と体のアンケート（いじめの項目を含む）や教育相談の結果の集約、分析をふまえて問題行動への対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長し、自己有用感を体感できる学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、児童が命の大切さを実感でき、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア 心と体のアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 各学年で得られた情報を学校全体で共有し、指導の重点や対応を全職員へ伝え、早期対応を行う。

ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、知多市青少年支援課、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネットやSNSなどでのいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回(11月)実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

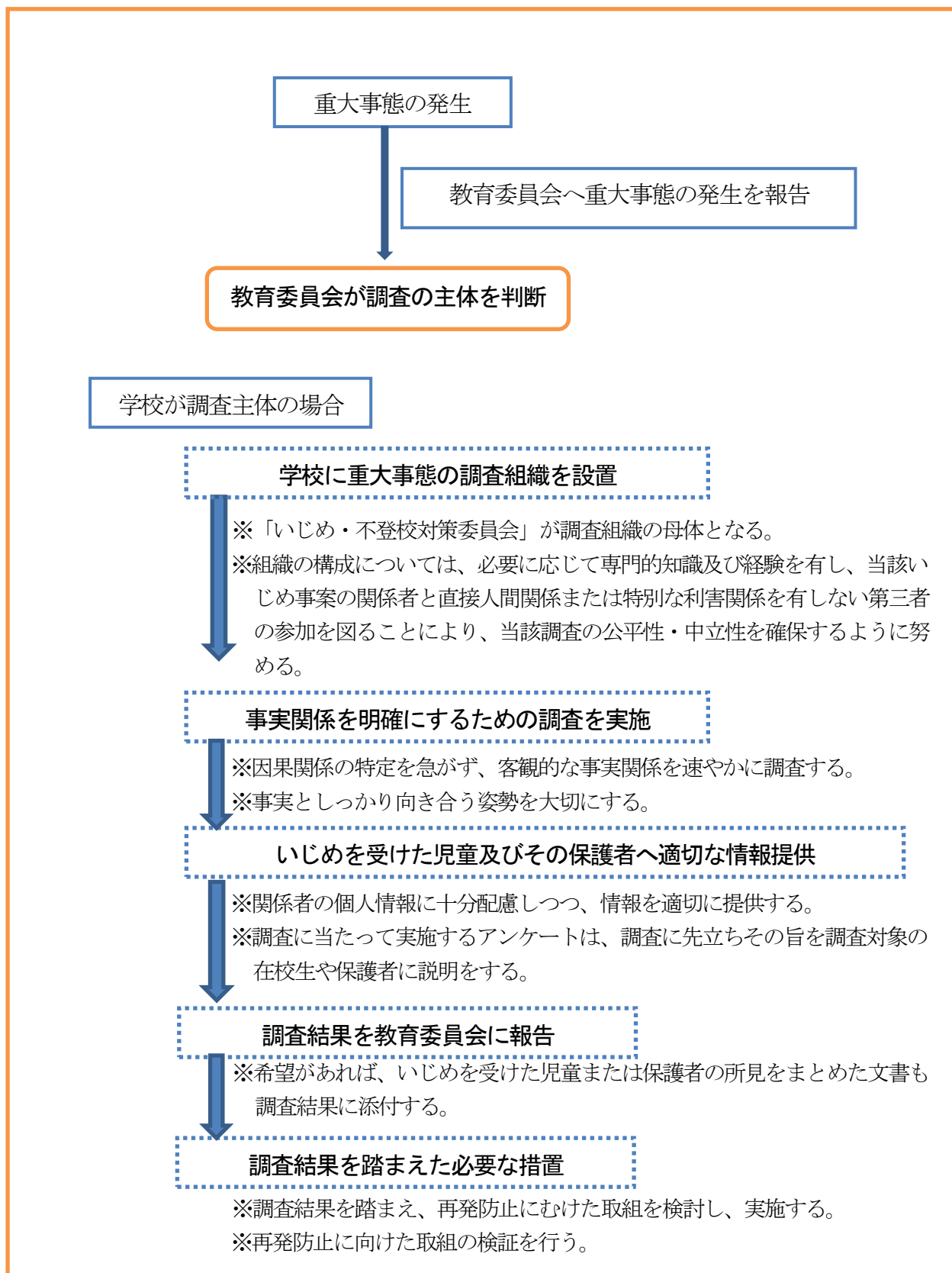
## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、旭東小学校のホームページに掲載し、保護者への周知を行い、協力を図る。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の周知・確認	○児童、保護者への「心の相談室」やSCの周知 ○学級開き、学年開き	○児童、保護者へのいじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の連絡 ○学年懇談会
5月		○「1年生を迎える会、ペア活動」(異学年集団活動)	○健康診断	○学校運営協議会で基本方針の説明	
6月		○学校保健委員会 ○保健指導	○「心と体のアンケート、保護者アンケート」 ○教育相談週間		
7月		○心と体のアンケート結果の検証		→いじめ不登校対策委員会	○個人懇談会
8月					
9月			○福祉実践教室(3年)	○身体測定	
10月			○校内運動会 ○学校保健委員会		
11月			○赤い羽根募金活動	○「心と体のアンケート、保護者アンケート」 ○教育相談週間 →いじめ不登校対策委員会	○保護者・児童への学校評価アンケート
12月		○心と体のアンケート結果の検証	○人権週間 ○人権週間に向けての旭東内閣による集会		○個人懇談会
1月				○身体測定	
2月		○心と体のアンケート結果の検証	○6年生を送る会	○「心と体のアンケート」 ○教育相談 →いじめ不登校対策委員会	○学校運営協議会で学校関係者による評価
3月		○学校評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」を見直す			
通年	○生徒指導連絡会 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会における校長の講話 ○生徒指導主任からの講話 ○道徳科・学活の授業 ○各たより ○ボランティア活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談		

※いじめが発生した場合の対応については、「いじめ・不登校対策委員会」で共通理解を図りながら組織的に対応していく。